平成２３年（フ）第５５２号
新潟市秋葉区新津4531番地２　グリーンヒルズ新津302号、開始決定時の住所新潟市中央区鏡が岡５―22　鏡が岡社宅402
破産者　吉田　尋晶
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２０号
新潟市中央区東堀通11番町1751番地　リバティープラザ東堀Ｉ707号
破産者　本間小百合
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
山梨県南アルプス市十日市場801番地１　リゾート小宮山Ｃ―３、開始決定時の住所山梨県南アルプス市小笠原1599番地２
破産者　川崎　元雄
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
愛知県犬山市松本町２丁目55番地　メゾンセローナ302
破産者　仙石　　実
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３２６号
広島市西区庚午中１丁目12番17―701号
破産者　池田あゆみ
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４６号
福岡市中央区谷１丁目16番５―601号
破産者　森園　英樹
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８１号
福岡市南区井尻１―７―７―201、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区薬院３―７―６ファッショナルベアー壱番館403号室
破産者　井上　壽通
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０２号
大分県別府市石垣東５丁目３番２号　ミューゼ石垣102号
破産者　秋吉真由美
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６４号
秋田県由利本荘市岩谷町字川端97番地９、住民票上の住所秋田県由利本荘市岩谷町字松山97番地
破産者　金森　　敏
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３号
秋田市八橋三和町１番46号
破産者　渡邊カネ子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７号
福島市太平寺字堰ノ上39―１　レオパレスグレーシーせきの上108号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市本浜町２丁目８番26号
破産者　小野寺　勇
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
千葉県東金市西福俵14番地41
破産者　須藤シヅエ
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１７０号
横浜市緑区霧が丘１―24―７　エステート霧が丘Ｆ、住民票上の住所横浜市旭区若葉台１丁目８番504号
破産者　和田　　猛
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１８号
新潟県上越市柿崎区岩野441番地
破産者　籠島　　宏
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８７号
神奈川県大和市鶴間２丁目９番３―301号
破産者　橋本　健聡
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３７号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の２　駒寄１―402
破産者　山下　　滋
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３号
富山市藤木新町３番地１
破産者　野口　明宏
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３号
長野県松本市大字岡田松岡25番地１　シティーハウス紺屋Ｃ棟、前住所長野県松本市井川城２丁目２番５―202号　サンクレイドル松本ウインフォート
破産者　吉澤　靖子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部